

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第18条の10第2項
処分の概要	保育士試験の指定試験機関の役員の解任命令
法令の定め	児童福祉法第18条の10第2項 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第18条の13第1項に規定する試験事務規定に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。
処分基準	[未設定口] 過去に処分実績がなく又は希であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難なため設定していない。
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-5236）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> ）